



2021年7月20日

各 位

会 社 名 三 信 電 気 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 (C00) 鈴木 俊郎
(コード番号: 8150 東証第1部)
問い合わせ先 取締役 常務執行役員 経本部長 御園 明雄
電 話 番 号 03 3453 5111

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了並びに 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を決議し、2021年6月21日付の取締役会決議を経て6月22日より自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施していましたが、本公開買付けが2021年7月19日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けの終了をもって、2021年5月12日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

また、本公開買付けにより、2021年8月13日をもって主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に異動がありますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付け者の名称及び所在地

三信電気株式会社 東京都港区芝四丁目4番12号

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）

2021年6月22日（火曜日）から2021年7月19日（月曜日）まで（20営業日）

公開買付開始公告日

2021年6月22日(火曜日)

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,249円

(5) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

決済の開始日

2021年8月13日(金曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係は以下のとおりです。()

i. 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

ii. 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。

iii. 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額 (連結法人の場合には連結個別資本金等の額) のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して 2021 年 7 月 19 日 (月曜日) までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

() 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	7,000,000株	- 株	7,486,162株	7,000,000株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の総数 (7,486,162 株) が買付予定数 (7,000,000 株) を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。) 第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。) 第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います (各応募株券等の数に 1 単元 (100 株) 未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えたため、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元 (あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数) 減

小させるものとなりました。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

三信電気株式会社 東京都港区芝四丁目4番12号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得終了について

(1) 取得した株式の種類 普通株式

(2) 取得した株式の総額 7,000,000株

(注) 発行済株式総数に対する割合 28.83% (小数点以下第三位を四捨五入)

(3) 株式取得価額の総額 15,743,000,000円

(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

(4) 取得した期間 2021年6月22日(火曜日)から2021年7月19日(月曜日)まで

(5) 取得方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2021年5月12日付の取締役会決議により決定された会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 自己株式の取得に関する2021年5月12日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得する株式の種類 普通株式

(2) 取得する株式の総額 7,000,100株(上限)

(注) 発行済株式総数に対する割合 28.83% (小数点以下第三位を四捨五入)

(3) 株式の取得価額の総額 15,743,224,900円(上限)

(4) 取得する期間 2021年6月22日(火曜日)から2021年8月31日(火曜日)まで

III. 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

1. 異動が生じる経緯

当社は、2021年6月22日から2021年7月19日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2021年7月19日をもって終了いたしました。

本公開買付けにおいて、株式会社シティインデックスイレブンス(以下「シティインデックスイレブンス」といいます。)からその所有する当社普通株式の全てである、6,590,300株について応募があり、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、当社は、シティインデックスイレブンスの応募株式のうち、6,162,300株を取得するこ

となりました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、本公開買付けの決済の開始日である 2021 年 8 月 13 日付で、シティインデックスイレブンスは当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなり、有限会社松永栄一が当社の主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

2. 異動する株主の概要

「主要株主である筆頭株主」及び「その他の関係会社」に該当しないこととなる株主の概要

名 称	株式会社シティインデックスイレブンス	
所 在 地	東京都渋谷区東三丁目 22 番 14 号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 福島 啓修	
事 業 内 容	1 投資業 2 経営コンサルティング 3 不動産の仲介及び売買 4 不動産賃貸業 5 前期各号に附帯する一切の事業	
資 本 金	100 万円	
設 立 年 月 日	2009 年 5 月 20 日	
純 資 産	2,870 百万円 (2020 年 5 月 31 日現在)	
総 資 産	45,067 百万円 (2020 年 5 月 31 日現在)	
大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社レノ 50.00% 株式会社 ATRA 50.00%	
上場会社と当該会社の関係	資 本 関 係	当該株主は、2021 年 3 月 31 日現在、当社の普通株式 6,590,300 株 (議決権所有割合 34.14%) を所有しており、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当します。但し、その所有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

「主要株主である筆頭株主」に該当することとなる株主の概要

名 称	有限会社松永栄一
所 在 地	東京都港区高輪一丁目 1 4 番 1 5 - 2 0 3 号
代表者の役職・氏名	代表取締役 松永 達也
事 業 内 容	不動産管理及び資産運用

資 本 金	9,700 万円
-------	----------

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数、所有株式数及び議決権所有割合

株式会社シティインデックスイレブンス

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決 権に対する割合	大株主順 位
異動前 (2021年3月31日現在)	主要株主である 筆頭株主及びそ 他の関係会社	65,903 個 (6,590,300 株)	34.14%	第 1 位
異動後		4,280 個 (428,000 株)	3.48%	第 7 位

有限会社松永榮一

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決 権に対する割合	大株主順 位
異動前 (2021年3月31日現在)		16,000 個 (1,600,000 株)	8.29%	第 2 位
異動後	主要株主である 筆頭株主	16,000 個 (1,600,000 株)	13.00%	第 1 位

(注1) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、2021年3月31日現在の発行済株式総数 24,281,373 株から、同日現在の議決権を有しない株式数 4,977,273 株を控除した株式数 19,304,100 株に係る議決権数 193,041 個を基準に計算しております。

(注2) 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、上記(注1)の議決権数 193,041 個から、本公開買付けによる自己株式取得分 7,000,000 株に係る議決権数 70,000 個を控除した 123,041 個を基準に計算しております。

(注3) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 異動後の「大株主順位」は、2021年3月31日現在の株主名簿を基準に推定して記載しております。

4. 異動予定年月日

2021年8月13日(本公開買付けの決済開始日)

5. 今後の見通し

現時点において、本異動が当社の業績に与える影響はありません。

以上